

11. 12. 10 雷宇(朝刊)

郡山の小中学校 被ばく線量

福島県郡山市の児童・生徒14人と保護者らが、市に対し疎開するよう求めた裁判で、弁護団は「市の年間被ばく線量は、 Chernobyl 準基準で住民が強制的に避難させられる移住義務地域に相当する」との新たな意見書を福島地裁郡山支部に補充提出した。(小国智宏)

(小国智宏)

文部科学省が公表した市内の土壤一平方メートルのセシウム濃度で放射線が子どもに及ぼす悪影響についての意見書も出していた。

今回は先間線量のデータに基づき、チャエルノブイリの避難基準と比較した。ウクライナでは、人工の年間被ばく線量が一年以上を補償などが受けられる「移住権利地域」、一年以上を移住を強制される「移住義務地域」

意見書を作成したのは、内部被ばくに詳しい矢ヶ崎克馬・琉球大名誉教授。これまでに文部科学省が公表した市内の土壤一平方㍍当たりのセシウム濃度で放射線が子どもに及ぼす悪影響についての意見書も出していた。

疎開訴訟で意見書



7月19日 福島地裁郡
支部での学校疎開裁判を
前に、集会であつた。すれ
る員外に避難してゐる被
災者ら=福島県郡山市で

柳原敏夫弁護士
「疎開は一刻の猶予
ならない。自主避難
任せるのでなく、
には責任を持つて安
な環境で学ばせる義
がある」と話した。

護委員会（ICRP）が定める一般人の年間被ばく線量限度（ミリシーベルト）の一時間当たり〇・一四（四四六）の十五倍近い値だ。直近だけでなく、六一十一月の測定値でもすべて〇・五七値を超えていた。

矢ヶ崎氏は「汚染の値は感受性が高い子どもたちの体に危険が及ぶかねない。東京電力の事故の責任を負わなければならぬ道理は金輪際ない」と指摘。

七一答
矢ヶ崎氏はこの基準
を、市が測定した十一
月二十五日現在の空間
放射線量に当てはめた。
た。その結果、児童ら
が通う小中学校七校の

護委員会(ICRP)が定める一般人の年間被ばく線量限度^{一ミリシルベー}(一時間当たり〇・一四四)^{一四四}の十五倍近い値だ。直近だけでなく、六一月の測定

話題の発掘